# 契約一覧表(随意契約)

## 平成25年6月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
山口地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.6.22	1,537,300	随意	1,537,300	100.00%	会計規程第18 条第1項第1号	個人のため公表しない	
業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託 契約の変更契約		9,029,328	随意	10,401,300	86.81%	会計規程第18 条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金 額 7,748,664円 変更後契約金 額 16,777,992円
습 計		10,566,628						

### ○会計規程

- ○会計規程 (契約の方法)
  第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付けるなければならない。
  2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。 (入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

- 3月24年 前3年2000年18、7年27月22日 12日17年3月24日 2015年3月24日 (指名競争) 第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指
  - 名競争に付する。 (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がない とき。 (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。 (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

- (随意契約) 第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随 意契約による。 (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。 (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。 (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。 (1) 契約の予定価格が少額であるとき。 (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

# ○契約事務取扱細則

- 〇天の1945年以来の利用 (随意契約によることができる場合) 第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の 各号に掲げる場合とする。
- (1)~(6)省略 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号

- (随意契約の公表) 第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。 (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造 (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務 (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの